

「体育館床材アップサイクルプロジェクトにかかるブランディング支援等業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「体育館床材アップサイクルプロジェクトにかかるブランディング支援等業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案資格は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に搭載されていること。参加意向申出書の提出時点で現に申請中の場合は、受託候補者を特定する期日までに登録が完了していること。その名簿において、次の条件を全て満たすこと。
 - ア 「所在地区分」が「市内」で登録されていること。
 - イ 「規模区分」が「中小企業」で登録されていること。
 - ウ 「営業種目」及び「細目」について、「320：各種調査企画」の「Bコンサルティング（建設コンサル等を除く）」を含み登録されていること。
 - エ 「営業種目」及び「細目」について、「109：印刷物企画デザイン」の「A印刷物企画デザイン」を含み登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でない者。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- (7) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていないこと。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務に関する具体的な提案

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等

本業務に活かすことのできる過去の業務実績があるか（過去10年間）

- (2) 提案内容の妥当性・実現性等

- ① 業務内容を的確に理解しているか
- ② 実現性の高い提案であるか
- ③ 先見性のある視点が入り込められているか
- ④ 取組意欲の感じられる提案であるか

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行わないものとする。

3 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価

- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

- (3) 評価の集計及び報告

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 建築局公共建築部施設整備課長

副委員長 建築局公共建築部営繕企画課長

委員 建築局公共建築部学校整備課長

建築局公共建築部学校整備課担当係長

政策局シティプロモーション推進室広報戦略・プロモーション課担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を建築局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

(提案資格確認の通知)

第8条 参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(選定結果の通知)

第9条 特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、令和6年3月12日から施行する。